

News Release

平成25年8月29日

N I T E (ナイト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

洗濯機による事故の防止について（注意喚起）

洗濯機（※1）は毎日のように使用し、操作方法が簡単であるにも関わらず、不注意や使い方を誤ったために指を負傷する等の事故が発生しています。また、9月に事故が増える傾向があり、事故防止のための注意が必要です。

N I T E（ナイト）に通知された製品事故情報（※2）のうち、洗濯機の事故は、平成20年度から24年度までの5年間に266件ありました。（※3）

被害状況別にみると、重傷事故12件、軽傷事故16件、拡大被害（※4）103件、製品破損等135件ありました。

事故発生状況を分類すると、次のような事故が多く発生しています。

- ①乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火した。
- ②脱水時に、回転が停止しないうちに手を入れ、洗濯物が巻きつき負傷した。
- ③使用に伴う振動の繰り返し等によって、電源コードの芯線が断線や絶縁被覆の破損を起こし、ショート・発火した。

洗濯機の事故は、「製品に起因する事故」が約半数あり、製品事故情報や社告・リコール情報を入手することで未然に防げる事故が多くあります。一方、「製品に起因しない事故」は人的被害及び火災等の拡大被害が発生しており、誤使用や不注意な使い方等にも気をつけていただくことで、未然に防げる事故が多くあります。社告・リコール情報の周知徹底も含め、製品を正しく安全に使用して事故を防止していただくために、注意喚起を行うこととしました。

（※1） 電気洗濯機のうち、乾燥機能付きのものを含む。

（※2） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

（※3） 平成25年6月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

（※4） 製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。

1. 洗濯機の事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

洗濯機の事故は平成20年度から24年度までの5年間に266件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

平成21年度は、同一事業者の洗濯乾燥機の給水弁の不具合で温風吹出口が溶融する製品破損の事故が12件発生しており、事故件数が多くなっています。平成22年度から平成24年度までは、平成20年、21年度に比べると事故件数は減少していますが、年間45件程度の事故が発生しています。

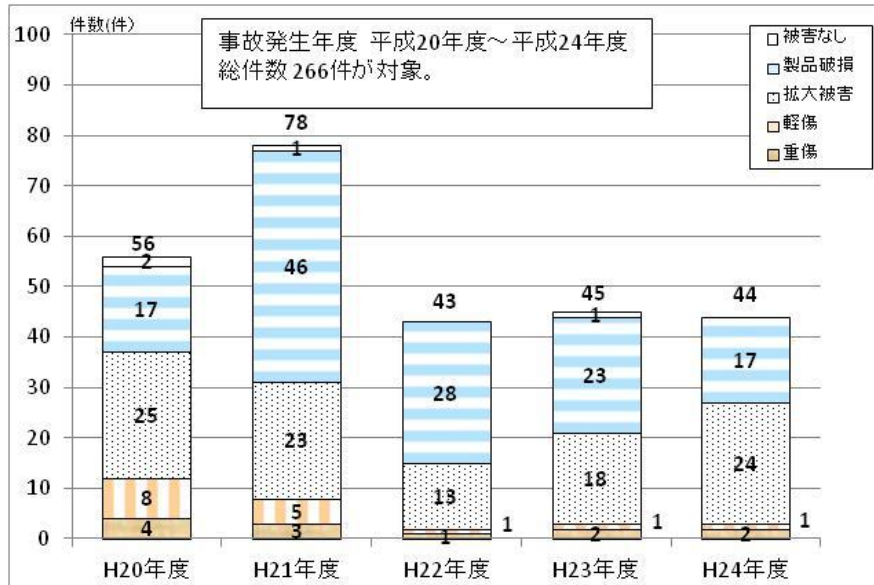


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の月別発生件数について

洗濯機の事故において、「月別発生件数」を図2に示します。月別にみると、9月と1月に事故が増加しています。



図2 月別発生件数

(3) 事故の年代別被害者数について

「年代別被害者数」を図3に示します。

50歳代では4人、70歳代では3人の被害者が発生しています。重傷者4人のうち、3人（10歳代男性、50歳代女性、70歳代女性）は、停止前の洗濯槽や脱水槽に手を入れて負傷したもので、1人（70歳代女性）はドラム式洗濯機の開閉ドア内側のねじが緩み、ドアを開けた際に内ドアのガラスが脱落して負傷したものです。

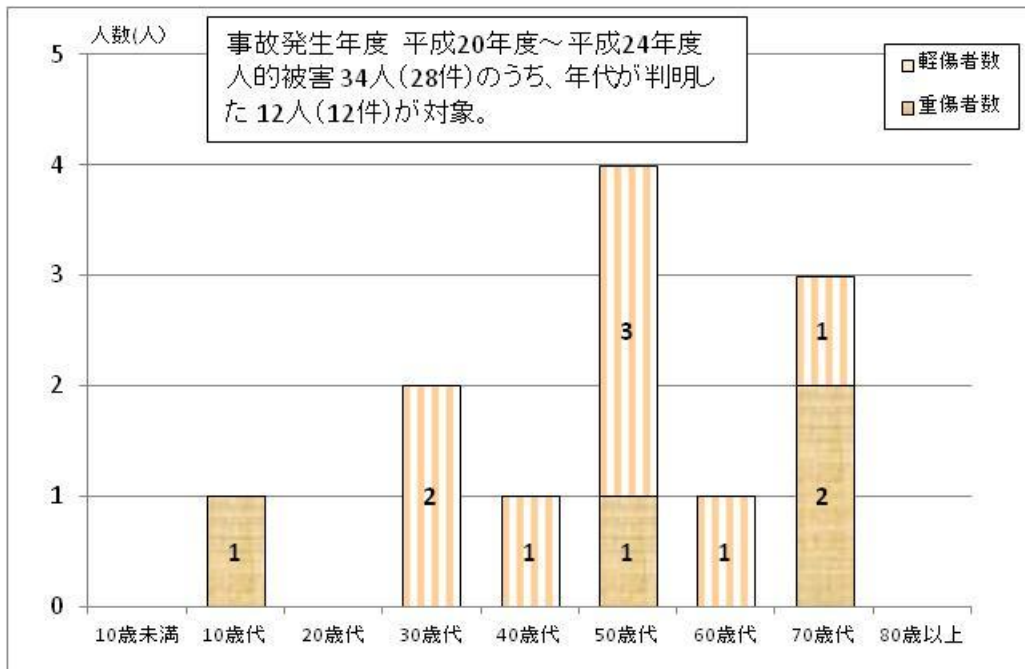


図3 年代別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

洗濯機の事故の事故原因区分別発生件数を図4に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、C、G3）」は、合計126件（47.4%）。「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」は合計61件（22.9%）。「原因不明のもの（事故原因区分G3を除いたG）」は30件（11.3%）で、「製品に起因する事故」が多くなっています。

また、「設計、製造又は表示等に問題のあったもの（事故原因区分A）」に分類された85件において、洗濯乾燥機の給水弁の不具合で温風吹出口が溶融する製品破損の事故が12件、製造時にモーター用コンデンサーに異物が混入したものが9件、液体洗剤が内部配線に付着し、ショートしたものが8件ありました。

「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」に分類された39件において、乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火したものが11件、脱水時に、回転が停止しないうちに手を入れ、洗濯物が巻きつき負傷したものが10件ありました。

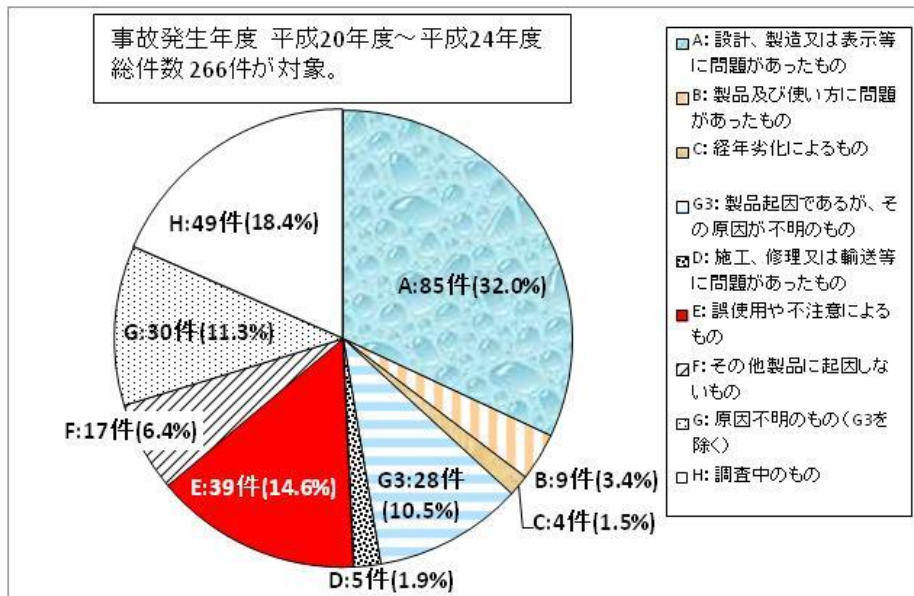


図4 事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表1に示します。

洗濯機の事故は、「製品に起因する事故」（126件）が「製品に起因しない事故」（61件）に比べて倍以上の事故件数がありますが、人的被害で見ると、「製品に起因しない事故」（16件）が「製品に起因する事故」（5件）の3倍の件数になっています。特に人的被害の多い「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」において、12件中10件が脱水時に、回転が停止しないうちに手を入れて負傷したものでした。

表 1 事故原因区分別被害状況

(※5)

被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの			3 (4) [1]	22 [4]	60		85 (4) [5]
	B:製品及び使い方に問題があったもの		1 (1)	1 (1) [1]	3 [1]	4		9 (2) [2]
	C:経年劣化によるもの				1 [1]	3		4 (0) [1]
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの				11 [2]	17		28 (0) [2]
	小計		1 (1) [0]	4 (5) [2]	37 (0) [8]	84 (0) [0]	0 (0) [0]	126 (6) [10]
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの			2 (5) [2]		3		5 (5) [2]
	E:誤使用や不注意によるもの		8 (8)	4 (4)	16	11		39 (12) [0]
	F:その他製品に起因しないもの		1 (1)	1 (1)	9 [3]	2	4	17 (2) [3]
	小計		9 (9) [0]	7 (10) [2]	25 (0) [3]	16 (0) [0]	4 (0) [0]	61 (19) [5]
G:原因不明のもの (G3を除く)				4 (6) [1]	14 [6]	12		30 (6) [7]
H:調査中のもの			2 (2)	1 (1)	27 [10]	19		49 (3) [10]
合計	事故件数 被害者数 火災件数		12 (12) [0]	16 (22) [5]	103 (0) [27]	131 (0) [0]	4 (0) [0]	266 (34) [32]

(※5) 平成25年6月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」、壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

(5) 使用期間別事故発生件数について

使用期間が判明した236件について、「使用期間別事故発生件数」を図5に示します。

初期不良等「設計、製造又は表示等に問題のあったもの（事故原因区分A）」の事故は5年未満をピークに件数は減少していき、「経年劣化によるもの（事故原因区分C）」の事故が20年以上経過した製品に発生しており、経年劣化による絶縁不良や接触不良によって発煙、焼損等しています。また、使用期間10年以降の「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」5件は脱水時に回転が停止しないうちに手を入れて負傷したものでした。

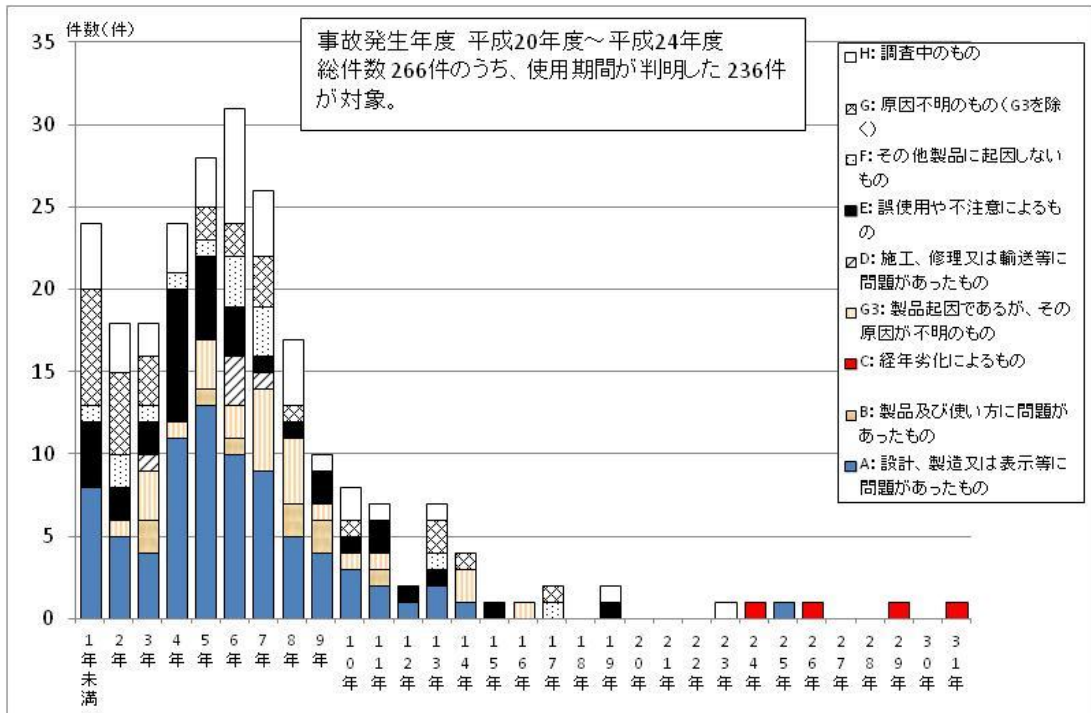


図5 使用期間別事故発生件数

(6) 事故の現象別被害状況

洗濯機の事故の「現象別被害状況」を表2に示します。

①「乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火した」では、「拡大被害」の件数が多くなっていますが、ほとんどが壁や柱等の建物の建具等を焼損していないので、ここでは火災件数としてカウントしていません。②「脱水時に、回転が停止しないうちに手を入れ、洗濯物が巻きつき負傷した」は人的被害の28件中11件、特に重傷事故では12件中9件を占めています。

表2 事故の現象別被害状況

(※5)

現象の内容	被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B、G	①乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火した。				11	3		14 (0) [0]
	②脱水時に回転が停止しないうちに手を入れ、洗濯物が巻きつき負傷した。		9 (9)	2 (2)				11 (11) [0]
	③使用に伴う振動の繰り返し等によって、電源コードの芯が断線や絶縁被覆の破損を起こし、ショート・発火した。				6 [2]	4		10 (0) [2]
	④エラー表示を無視して使用を継続したため、リード線の断線、異物の堆積等で発煙、発火した。			1 (1) [1]	3 [2]	3		7 (1) [3]
	⑤容量オーバーや防水性の衣類等禁止されたものを入れた状態で洗濯・脱水したため、異常振動し、破損した。				4	2		6 (0) [0]
	⑥修理業者による取付不備や接続不良で発熱、発煙し、発火した。			2 (5) [2]		3		5 (5) [2]
	⑦乾燥時に、ほこり等の付着により温風温度が上昇し、樹脂部が熱溶解した。				2	3		5 (0) [0]
	⑧その他			2 (2)	15 [2]	25	4	46 (2) [2]
	⑨不明		1 (1)	5 (7) [1]	13 [7]	9		28 (8) [8]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの				3 (4) [1]	22 [4]	60		85 (4) [5]
H:調査中のもの			2 (2)	1 (1)	27 [10]	19		49 (3) [10]
合計	事故件数 被害者数 火災件数		12 (12) [0]	16 (22) [5]	103 (0) [27]	131 (0) [0]	4 (0) [0]	266 (34) [32]

(※5) 平成25年6月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」、壁や柱等の建物又は畳やふすま等の建具の一部以上が焼損することを「火災」としている。

(7) 事故事例の概要について

洗濯機の事故について、現象別に事例を示します。

- ① 乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火した。
(※6)

○平成23年11月21日(東京都、年代・性別不明、拡大被害)

(事故内容)

洗濯乾燥機内部(ドラム内)の可燃物(衣類)が焼損した。

(事故原因)

油分が付着したタオルを洗濯、乾燥し、放置していたところ、残留していた油脂成分の酸化熱により自然発火し、衣類を焼損したものと推定される。

なお、取扱説明書には、「食用油、動物性油などが付着した衣類は乾燥しない。油などの酸化熱による自然発火や引火のおそれがある」旨、記載されていた。

(※6) 美容オイル(オリーブオイル、アーモンドオイル、グレープシードオイル等)、食用油、動物油や塗料等の油のうち不飽和脂肪酸を多く含む油は空気に触れると酸化し、発生する熱を酸化熱という。酸化熱が蓄積して温度が上昇することで、自然発火に至ることがある。

- ② 脱水時に、回転が停止しないうちに手を入れ、洗濯物が巻きつき負傷した。(※7)

○平成22年8月11日(長野県、10歳代・男性、重傷)

(事故内容)

洗濯機で脱水中、ふたを開けて回転中の脱水槽から洗濯物を取り出そうとしたところ、指が衣類に巻き込まれ、人差指を負傷した。

(事故原因)

使用者がたて型洗濯機の脱水槽が回転中に、ふたを開けて手を入れたことから事故が発生したものと推定される。

なお、取扱表示に、「脱水槽が完全に止まるまでは、洗濯物に手を触れない」旨、警告表示がなされていた。

(※7) 水を含んだ洗濯物の重みが回転エネルギーに加わり、差し込んだ指や腕等一点に集中して巻き込まれ、事故に至る。平成22年9月に施行された電気用品安全法の技術基準は、それまで「ふたを開けた時点で停止機能が働く機構」から、「停止しないとふたが開かない機構」に改正された。

- ③ 使用に伴う振動の繰り返し等によって、電源コードの芯線が断線や絶縁被覆の破損を起こし、ショート・発火した。

○平成21年11月10日(福岡県、年代・性別不明、製品破損)

(事故内容)

洗濯機から出火し、洗濯機及び周辺を焼損した。

(事故原因)

設置状況が悪く、使用に伴う振動の繰り返しによって、電源コードの絶縁被覆が徐々に破損し、ショート・発火に至ったものと推定された。

- ④ エラー表示を無視して使用を継続したため、リード線の断線、異物の堆積等で発煙、発火した。

○平成22年10月22日（神奈川県、年代・性別不明、製品破損）

（事故内容）

洗濯機を使用中、洗濯機から発煙・出火する火災が発生し、洗濯機が焼損した。事故発生前より、故障表示が出ていたが、一度電源をOFFにすることで使用可能になるため、そのまま使用していた。

（事故原因）

3本のモーターリード線の内、1本が断線して溶融痕が認められたことから、モーターの回転異常のエラー表示を無視して使用していたため、このモーターからスパークが生じ、出火に至ったものと推定される。

なお、事故発生前よりエラー表示が頻繁に出ていたとのこと及び洗濯機にモーターの回転異常を示すエラーの発生が記録されていた。

- ⑤ 容量オーバーや防水性の衣類等禁止されたものを入れた状態で洗濯・脱水したため、異常振動し、破損した。（※8）

○平成22年2月13日（大阪府、60歳代・女性、拡大被害）

（事故内容）

脱水中の電気洗濯機から大きな音がして前面と後面の外枠が外れ、壁の一部が壊れた。

（事故原因）

防水性の玄関マットを洗濯したため、脱水時に回転が不安定となり、異常振動を引き起こし、大きく揺動した際に外枠に衝突して大きな音とともに変形したものと推定される。

なお、取扱説明書に「防水性のシートや衣類は洗わない。脱水中に異常振動して、けがをしたり本体が破損するおそれがある」旨、記載されていた。

（※8）寝袋、自転車カバー等の防水性のある生地等は、脱水時に多量の水を抱えこんだ状態で高速回転し、その水が流れ出た際に回転のバランスが崩れて洗濯機が大きく動いたり倒れたりする事故が起こることがある。

2. 洗濯機の事故の防止について

洗濯機の事故を防止するために、取扱説明書の注意事項を守り、特に次の点に注意してください。

- ①美容オイル、食用油、動物油や塗料等が付着したタオルや衣類は洗濯した後も乾燥機能で乾燥させないでください。オイル等が残留していると、残留オイルの酸化熱で自然発火するおそれがあります。
- ②洗濯槽や脱水槽が完全に停止しない状態でふたを開けて手を入れると、回転している衣類に手が巻き込まれて負傷するおそれがあります。ゆっくりした回転でも危険です。特に長期間使用した製品では、ブレーキが劣化して回転が停止するまでに時間がかかる場合があります、注意が必要です。ふたを開けてもしばらく回転が止まらない場合には故障のおそれがありますので、使用を中止してください。
- ③電源コードが折れ曲がったり、ねじれていないか確認してください。断線して発火するおそれがあります。
- ④エラー表示が出た際には、直ちに使用を中止し、取扱説明書に従い、エラー解除等の対応をしてください。リード線の断線、異物の堆積等で洗濯機本体の故障や発煙、発火等の拡大被害が発生するおそれがあります。
- ⑤取扱説明書で禁止されている防水性の衣類等や容量を超える洗濯物を洗濯しないでください。洗濯、脱水時に洗濯機が大きく振動し、洗濯機本体の破損や周囲に被害を与えるおそれがあります。

○ リコール製品による事故の防止について

リコールが行われている製品ではないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

(別紙 1)

○本文中では、事故原因区分を以下の表 1 のように対応させています。

(別紙 1) 表 1

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

(別紙 2)


1. 洗濯機の長期使用製品安全表示制度について

平成 21 年 4 月 1 日に、消費生活用製品安全法が改正され、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、重大事故発生率は高くないものの、その残存数が多く、事故件数が一定程度発生している製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が始まりました。

○長期使用製品安全表示制度（5 品目）

扇風機、エアコン、換気扇、**洗濯機**、ブラウン管テレビ

長期使用製品安全表示制度の対象製品には、「製造年」、「設計上の標準使用期間」、「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨」が表示されています。

	【製造年】2009年 【設計上の標準使用期間】10年
	設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

(別紙 2) 図 1 表示例

参考：経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

2. 脱水機能を有する電気洗濯機の電気用品安全法技術基準省令の一部改正について

脱水機能を有する電気洗濯機及び電気脱水機のふたロック機構の省令改正は、平成 22 年 9 月 1 日から施行された電気用品の技術基準を定める省令 14 項目の改正において、「事故事例等を踏まえた事故未然防止のための技術基準の改正」の項目に盛り込まれたもので、改正前は、脱水容量が 5 kg 以下の電気脱水機についてのみふたロック機構を要求していましたが、改正後は脱水機能を有する電気洗濯機及び電気脱水機に対しても要求しています。

参考：経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/090911_revise/setsume.pdf

3. オイルの付着したタオル等による衣類乾燥機の火災事故の防止について

オイルの付着したタオル等を乾燥させたため、乾燥機から出火した火災がエステティックサロン等で引き続き発生していることから、経済産業省は、エステティック関係団体に対して、平成 24 年 3 月 16 日に火災事故の防止についての 3 度目の周知要請を行いました。

参考：経済産業省のホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/oilfutyaku.pdf

N I T Eにおける注意喚起のためのポスター

<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/poster.html>

(参考)

洗濯機の事故に関わる社告・リコール製品について

N I T Eに通知された洗濯機の事故266件のうち、社告・リコールを行った製品による事故は83件(31.2%)ありました。「洗濯機リコール製品での事故の被害状況」を表1に示します。なお、「社告・リコール」には消費者への注意喚起等も含まれます。洗濯機のリコール製品での事故は、乾燥機能付きが多く47件、乾燥機能なしは36件となっています。

さらに、社告・リコールを行った後に発生した「洗濯機リコール製品での「再発事故」の被害状況」を表2に示します。再発事故は19件で、洗濯機リコール製品事故全体の22.9%を占めています。その中において重傷事故1件は、ブレーキバンドが破断していたため、回転が止まるまで時間がかかり、脱水時に回転が止まる前に手を入れ、負傷したものです。

(参考) 表1 洗濯機リコール製品での事故の被害状況 (※)

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
電気洗濯乾燥機 (乾燥機能付き)			4 (4)	12	31		47 (4)
電気洗濯機 (乾燥機能なし)		1 (1)	2 (2)	11	22		36 (3)
合計		1 (1)	6 (6)	23 (23)	53 (53)	0 (0)	83 (7)

(参考) 表2 洗濯機リコール製品での「再発事故」の被害状況 (※)

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
電気洗濯乾燥機 (乾燥機能付き)			2 (2)	3	1		6 (2)
電気洗濯機 (乾燥機能なし)		1 (1)	2 (2)	9	1		13 (3)
合計		1 (1)	4 (4)	12 (0)	2 (0)	0 (0)	19 (19)

(※) 平成25年6月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

N I T Eでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>

以下のHPサイトより、リコール情報の検索が可能です。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください。

※注意喚起らし、注意喚起リーフレット、PSマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

以上

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 杉浦 好之

担当者 葛谷、山城

○記者説明会前日及び当日

電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870

○記者説明会前々日まで及び翌日以降

電話：06-6942-1113 FAX：06-6946-7280